

2020年4月23日

日本原子力発電株式会社

取締役社長 村松 衛 様

東海原子力発電所・東海第二発電所 所長 様

#### 緊急の要請について

新型コロナウイルス感染の猛威は収まる気配がないだけでなく、一段と強まっている状況にあります。

現在、全都道府県に緊急事態宣言が拡大すると共に、茨城県は感染対策防止の「特定警戒県」に指定されました。

この状況下で、大手ゼネコンのいくつかで建設工事中止を決めています。鹿島建設と大林組が全国の建設現場での工事の原則中止を決め、清水建設も「特定警戒都道府県」に中止対象を広げようとしています。

東海第二原発の「安全性向上対策工事」に、これらの大手ゼネコンが「共同企業体」として関与していますが、工事に関わるその他すべての建設会社、土木会社も即刻、工事の中止処置をすべきと考えます。

新型コロナウイルス感染症がこれ以上県内に、全国に拡散しないようにするためには、労働力人口の集中する東海第二原発の「安全性向上対策工事」については直ちに中止することの判断が、発注会社である日本原電の責任において、必要となっていると考えます。

つきましては、下記について応えるよう、強く申し入れます。

#### 記

1. コロナウイルス感染症が拡大している中で、東海第二原発の「安全性向上対策工事」に関わる全ての建設事業者に工事中止の判断を伝えること。

申入れ団体： 原発いらない茨城アクション実行委員会

(連絡先：茨城県水戸市大工町 3-4-24 電話：029-221-6811 )

以上